

景観計画区域内における行為の通知書

年 月 日

練馬区長 殿

通知者(事業主)住 所

団体名

代表者

印

景観法第16条第5項の規定により通知します。

練馬区受付欄

(連絡先)

住 所

事務所名

担当者氏名

電 話

( )

(注意)

- 1 欄には、記入しないでください。
- 2 この通知書には、つぎに掲げる図書等を添付してください。
  - (1) 建築物の建築等または工作物の建設等にあつては、敷地の位置および当該敷地の周辺の状況を表示する図面、開発行為にあつては、当該開発行為を行う土地の区域ならびに当該区域内および当該区域の周辺の状況を表示する図面
  - (2) 建築物の建築等または工作物の建設等にあつては、当該敷地および当該敷地の周辺の状況を示す写真、開発行為にあつては、当該開発行為を行う土地の区域および当該区域の周辺の状況を示す写真
  - (3) 建築物の建築等または工作物の建設等にあつては、当該敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面、開発行為にあつては、設計図または施行方法を明らかにする図面
  - (4) 建築物の建築等または工作物の建設等にあつては、当該建築物または工作物の外観上見えるもの全てに彩色が施された4面以上の立面図(仕上およびマンセル値を明示し、色見本を貼付したもの)
  - (5) 練馬区景観計画で定める形成基準に対する適合状況を記載した書類(景観形成に関する説明書)
  - (6) 建築物の建築等にあつては、当該建築物の屋根伏図を含む各階平面図
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、景観に配慮した内容を表すものとして区長が必要と認める図書等(完成予想図、モニタージュ等)
- 3 設計または施行方法の変更のうち、景観法第16条第5項の通知に係る行為が同条第7項各号に該当することとなるもの以外は、「景観計画区域内における行為の変更通知書」(第5号様式の2)により変更の通知をしてください。
- 4 行為の完了後、速やかに「景観計画内における行為の完了(中止)通知書」(第5号様式の3)を提出してください。

1 行為の場所	地名地番	練馬区	丁目	番地		
	住居表示	練馬区	丁目	番号		
	区域の別	石神井川景観軸 白子川景観軸 田柄川緑道景観軸 幹線道路の景観軸 ゆとりある住まい景観ゾーン 街なか住まい景観ゾーン にぎわい景観ゾーン 景観まちづくり地区 地区 区域				
2 通知対象行為	通知対象行為の内容					
通知対象行為の種類、設計または施行方法	(1) 建築物の新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	区分	新築・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	高さ	階数		
		敷地面積	延べ面積	m <sup>2</sup> (合計 m <sup>2</sup> )		
		色彩のマンセル値	外壁色	色相( ) / 明度( ) / 彩度( )		
			屋根色	色相( ) / 明度( ) / 彩度( )		
		許可等を取得する他法令の名称				
	建築基準法( ) その他( )					
	(2) 工作物の新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更	区分	新設・増築・改築・移転・外観の変更(修繕・模様替・色彩変更)			
		用途	築造面積			
		高さ	m			
外観色彩のマンセル値		外観色 色相( ) / 明度( ) / 彩度( )				
許可等を取得する他法令の名称						
建築基準法( ) その他( )						
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	開発区域の面積	設置する施設	m <sup>2</sup>			
	法面および擁壁の高さ	法面および擁壁の長さ	m			
	許可等を取得する他法令の名称					
都市計画法 その他( )						

